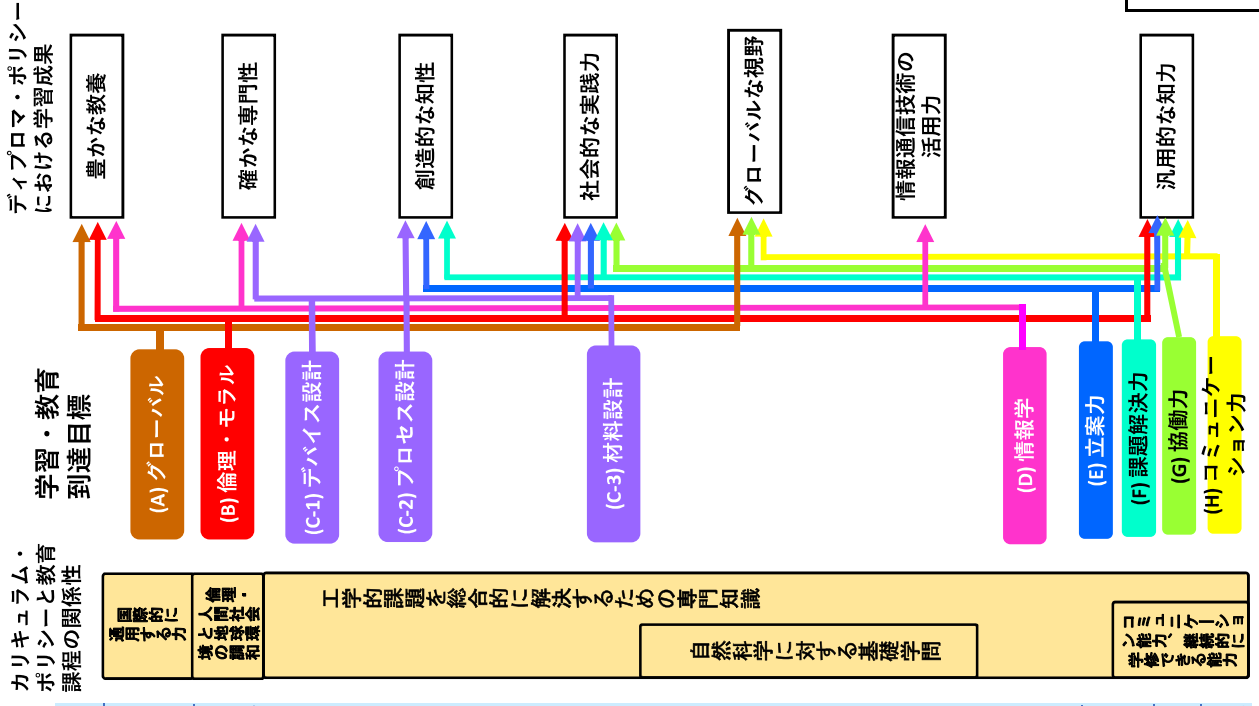


資料目次

資料 1	工学部半導体デバイス工学課程カリキュラムツリー・履修モデルP.	2
資料 2	熊本大学工学部における編入学生の単位認定に関する内規	P. 3
資料 3	半導体デバイス工学課程における単位認定方法（案）	P. 4
資料 4	企業実習先一覧（予定）	P. 6
資料 5	認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 （高・教科及び教科の指導法に関する科目）	P. 7
資料 6	学部・学科等別 教員組織に関する書類	P. 8
資料 7	熊本大学の半導体・DX/DS 研究教育改革の全体像	P. 9
資料 8	国立大学法人熊本大学教育職員選考規則	P. 10
資料 9	国立大学法人熊本大学教員選考基準	P. 13
資料 10	熊本大学大学院先端科学研究部教員選考内規	P. 16
資料 11	技術部概要、熊本大学技術部規則	P. 18
資料 12	熊本大学工学部附属工学研究センター	P. 23
資料 13	工学部 2 号館平面図	P. 24
資料 14	（黒髪）総合研究棟平面図	P. 27
資料 15	イノベーションプラザ平面図	P. 39
資料 16	黒髪北 E1（全学教育棟）平面図	P. 40
資料 17	熊本大学教授会規則	P. 50
資料 18	熊本大学工学部教授会規則	P. 53
資料 19	工学部各種委員会とその種別	P. 56
資料 20	国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則	P. 61
資料 21	社会と企業（シラバス）	P. 64
資料 22	熊大就活ナビ KUMA☆NAVI	P. 65

赤字：新設科目

	1年次	2年次	3年次	4年次
	英語A-1, A-2, 英語B-1, B2 教養科目 (Multidisciplinary Studies科目等)	工学英語Ⅰ 工学英語Ⅱ	工学英語Ⅲ 工学英語Ⅳ	
半導体工学	半導体概論 論理回路 論理回路演習	電気回路Ⅰ 電気回路Ⅱ 電気回路演習Ⅰ 電気回路演習Ⅱ 固体エレクトロニクス基礎 物性物理学基礎	半導体デバイスⅠ 半導体デバイスⅡ デバイスプロセスⅠ デバイスプロセスⅡ アナログ電子回路 デジタル電子回路 安全工学	集積回路実験工学 集積回路設計学 デバイス工学 プラズマ工学 流体力学Ⅰ 流体力学Ⅱ 信号処理 流体力学Ⅲ 流体力学Ⅳ 量子力学 電子材料工学 電化学
物理・化学	物理・化学Ⅰ	物理・化学Ⅱ 物理化学 物質物理学 結晶回折学 状態図と熱力学 有機化学基礎 無機化学基礎	電気学Ⅰ 電気学Ⅱ 電磁気学Ⅰ 電磁気学Ⅱ 電磁気学演習Ⅰ 電磁気学演習Ⅱ フーリエ解析	電磁気学Ⅲ 電磁気学演習Ⅲ フーリエ解析 確率統計
数学	線形代数Ⅰ,Ⅱ 数学演習Ⅰ 微分積分Ⅰ,Ⅱ 数学演習Ⅱ	微分方程式 ベクトル解析 確率統計	情報処理論 コンピュータシステム論 クリエティブデザイン論	卒業研究
情報基礎	情報基礎A 情報基礎B	情報理論 プログラミング演習	産学連携PBL (Project Based Learning)	産学連携PBL (Project Based Learning)
総合実験・実習	工学基礎実験 社会と企業	半導体工学実験Ⅰ 半導体工学実験Ⅱ	インターンシップ	半導体実習



熊本大学工学部における編入学生の単位認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、熊本大学工学部(以下「工学部」という。)に編入学した学生が、本学部に編入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(以下「大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位の認定(以下「編入学前の既修得単位の認定」という。)に関し必要な事項を定める。

(編入学前の既修得単位の認定)

第2条 編入学前の既修得単位の認定は、学科において別に定める認定方法により、次に掲げる事項を総合的に評価し、教務委員会の審議を経て教授会が行う。

(1) 編入学前に大学等において修得した授業科目(以下「編入学前の授業科目等」という。)の内容、レベル及びその単位の修得に要した受講時間等

(2) 編入学前の授業科目等のシラバス、テキスト及び成績

2 前項の評価にあたっては、同項第1号にあつては、面接及び口頭試問又は筆記試験を行うものとする

(認定単位数等)

第3条 認定単位数は、前条の認定結果を基に、教養教育の授業科目にあつては32単位、専門教育の授業科目にあつては62単位までをそれぞれ上限とする。

2 単位を認定した授業科目の成績評価は「認定」とする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条第1項の規定は、平成26年度編入学者から適用し、平成25年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条第1項の規定は、平成31年度編入学者から適用し、平成30年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 この内規による改正後の第3条第1項の規定は、令和2年度編入学者から適用し、平成31年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

半導体デバイス工学課程における単位認定方法(案)

【専門教育科目について】

1. 原則として、2年次以下の必修科目と選択科目を認定する。
2. 必修科目を優先して認定し、選択科目の認定可能な単位数を調整して、半導体デバイス工学課程では専門教育科目は48単位前後(教養教育科目と合わせ、合計76単位前後)を認定する。目安として、必修科目、選択科目の合計が52単位前後とし、選択科目は2年次の科目を優先して認定する。ただし、認定できる対応科目がない場合は、認定単位数が52単位以下となることも止むを得ないものとする。
3. 高専4、5年次あるいは大学1、2年次相当の数学をもって、「数学演習I」、「数学演習II」を認定する。
4. 編入前の教育機関で履修した数学科目の内容が、大学1、2年次相当の内容であることを面接およびシラバスで確認し、認定に必要な単位数を履修している場合、以下の対応する科目を認定する。「微分方程式」、「複素関数論」、「フーリエ解析」、「ベクトル解析」、「確率統計」
5. 高専4、5年次あるいは大学1、2年次相当の物理をもって、「物理・化学I」、「物理・化学II」を認定する。ただし、物理の単位が4単位に満たない場合は、「物理・化学I」のみ認定する。
6. 高専4、5年次あるいは大学1、2年次相当の実験・実習科目をもって、「工学基礎実験」を認定する。「クリエイティブデザイン基礎」、「工学基礎実験」、「半導体工学実験I」、「半導体学実験II」を認定する。
7. インターンシップ・学外実習科目をもって、1年次科目の「社会と企業」を認定する。ただし、当該科目の単位が2単位に満たない場合は、社会・経済等の内容の座学と組み合わせて認定する。
8. 高専4、5年次あるいは大学1、2年次相当の英語科目をもって、「工学英語I」、「工学英語II」を認定する。3年次科目の「工学英語III」、「工学英語IV」は認定しない。
9. 編入前の教育機関でC言語の基礎を含む内容を履修しているかを面接およびシラバスで確認し、認定に必要な単位数を履修している場合、「プログラミング方法論」および「プログラミング演習」を認定する(片方だけの認定はしない)。

【教養科目について】

1. 肥後熊本学1単位、情報科目3単位、理系基礎科目8単位、必修外国語科目4単位、教養科目12単位の合計28単位を一括認定する。ただし、対応科目がなく外国語4単位が認定できない場合、3年次における外国語の履修を考慮して教養科目を12単位より多く認定することができる。
2. 教養科目については、卒業要件となる次の2点を満たすように配慮しながら「体育・スポーツ科学」2単位を含む12単位(卒業要件に4単位足りないように)を認定する。
 - a) リベラルアーツ科目および現代教養科目の学系「人文・社会」から4つ以上の授業科目を選択し、8単位以上修得すること。

- b) リベラルアーツ科目および現代教養科目の学系「自然・生命」の科目は、できるだけ自分の専門分野以外の授業科目から履修すること。
3. キャリア科目、Multidisciplinary Studies、開放科目は認定しない。

企業実習先一覧(予定)

企業名(団体名)	HPアドレス	〒	住所	TEL	事業内容(主な製品)
アイシン九州(株)	http://www.aisin-kusuu.co.jp/	861-4214	熊本市区城南町馬原字西500-1	0964-28-8181	自動車機能・裝飾部品、液晶・半導体生産装置の組立、設備・型・設計
(株)アコム・テクノロジー・ジャパン/熊本工場		869-1232	熊本県菊池郡大津町高尾野272-10	096-294-0700	半導体後行程組立、検査製品
(株)アラオ	http://www.arao-tech.jp/	861-4144	熊本市区高倉町高尾野388	096-358-7010	各種省力機器設計製作、半導体関連装置、治工具設計製作
有明技術(株)熊本工場	http://www.arakigiken.com/	869-1236	菊池郡大津町杉3739-8	096-294-0511	半導体製造装置部品加工
(株)アールテック 熊本テクノカルセンター	http://www.willitec.jp/about/branch.html	861-1112	合志市藤久富1758-144	096-288-2118	半導体や電子部品、自動車部品などの製造部門のアウトソーシング、人材派遣
(株)エスエーエスコーポレーション	http://www.nas-net.co.jp/	861-1104	合志市御代志489	096-246-5651	省力化装置・治工具、精密機械加工、装置組立(半導体、液晶のメカエレキ)
(株)住原製作所 熊本事業所	http://www.shibara.co.jp/	861-0814	五名郡南関町肥後000-1	0968-58-5111	半導体製造装置の製造・据付・試運転業務
九州電子(株)	http://www.odk.co.jp	869-0562	宇城市不知火町長崎89	0964-32-5111	光半導体デバイスの設計・開発・製造及びLSIの設計
(有)空間アートシステム	https://www.art-sysaite/	861-8043	熊本市区戸島西3-80	096-285-5633	ゴム製品カスケットパッキン加工業(主に半導体製造装置向け)
熊本防錆工業(株)	http://www.kumamoto-bosei.co.jp/	861-8037	熊本市区長瀬西1-4-15	096-382-1311	半導体(IC)のめっき、機械加工
(有)アイエムケイ	http://www.imtc.co.jp/	869-0633	宇城市松橋町西中間1492-1	0964-32-5511	精密機械加工、半導体製造
(有)アイシン工業		861-2403	阿蘇郡西原村田原834-106	096-278-2818	半導体製造装置部品、自動車関連工具部品
(株)シマズテック	http://www.shimazu-tech.com/index2.html	869-0624	宇城市松橋町豊福242-1	0964-32-2828	電子部品組立製造、半導体製造装置組立、精密板金加工
テクノデザイン(株)	http://www.techno-d.jp/	861-2202	熊本県上益城郡益城町田原2081-27	096-287-4400	半導体製造装置・液晶製造装置・その他生産設備
(株)テクノネット	http://www.tnetweb.jp/company/	868-0432	球磨郡あさぎり町免田西910	0966-47-2880	半導体製造装置メンテナンス
(株)テラシステム	http://www.terasystem.co.jp/	869-1222	菊池郡大津町岩坂塚/西3301	096-278-1166	木工機械、半導体設備、生産管理システム
テラダイン(株)	http://www.teradain.co.jp/	869-1232	菊池郡大津町高尾野平成272-12	096-292-1300	半導体自動検査装置の開発、製造、販売
東京エレクトロン九州(株)	http://www.tel.co.jp	861-1116	合志市福原1-1	096-345-6500	半導体製造装置・LCD製造装置の研究開発・設計・製造・据付
日精電子(株)	http://ndk.nsk.co.jp/	861-2223	上益城郡益城町小津977-1	096-288-8144	半導体用プレス部品及び半導体加工工程用金型
(株)藤興機	http://www.futokuiki.jp/	866-0034	八代市新港町2-3-14	0965-31-3370	プラスチック製品(半導体・FPD洗浄装置等向け)
(株)フタバテック	https://privatec.jp/	862-0954	熊本市中央区神水2丁目7-10 中島ビル4F	096-386-5551	半導体の設計及びテスト
(株)フレンード	http://www.proceed.co.jp	861-3103	上益城郡嘉島町大字井寺250-9	096-235-7727	半導体製造装置・液晶他FPD製造装置
三菱電機(株)ハードウェア製作所 熊本事業所	http://www.mitsubishi-electric.co.jp	861-1104	合志市御代志997	096-242-5711	半導体製造
(株)ヤマムラ	http://www.yk-miyamura.co.jp	861-2234	上益城郡益城町古閑153-11	096-286-6916	半導体製造装置、樹脂(塩化ビニール等)、一般機械、遊具他
メイビスデザイン(株)	http://www.mviss-design.com	866-0812	熊本市中央区南熊本5丁目1番地1 テルウエル熊本ビル3F	096-245-7703	半導体等設計
(株)山清工業九州	http://www.yamaseiki-osaka.co.jp	861-1344	菊池市七城町藤崎木山1241-7	0968-26-4171	自動車用部品製造販売 半導体製造装置組立
淀川ヒューテック(株)	http://www.yodokawa.co.jp/company/access.html	861-1116	熊本県合志市福原-36	096-340-5100	半導体製造装置向け フッ素加工樹脂機械加工、チューブ二次加工品の製造販売
理化電子(株)九州事業所	http://www.rdk.co.jp/	869-0562	宇城市不知火町長崎598	0964-32-5211	半導体製造用各種治工具・電子部品検査用各種システム
(株)LOEC	https://loec.jp/company.html	869-0023	五名市大倉571-1	0968-57-8157	半導体製造装置及び真空ポンプ メンテナンス及びパーツ販売

様式第2号 (高・教科及び教科の指導法に関する科目)

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織 (高・教科及び教科の指導法に関する科目)														
認定を受けようとする学部・学科等	工学部	半導体デバイス工学課程	入学定員 20	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 教科及び教科の指導法に関する科目 24単位				2. 学 位 学 士 (工学)		3. 学位又は学科の分野 工学関係				
認定を受けようとする免許状の種類 (免許教科)	施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				教職専任教員				備考			
	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		共通開設								
				必修	選択	学校種等	学科等	教授	准教授	講師	助教			
高一種免 (工業)	教 科 及 び 教 科 的 指 導 法 門 的 関 連 事 項	工業の関係科目	工学倫理	2			他						工学部共通科目	
			安全工学		2			他		田中 茂				工学部共通科目
			半導体概論	1										
			半導体工学実験 I	1					小林 牧子					
			半導体工学実験 II	1					(小林 牧子)					
			論理回路	2										
			論理回路演習	1									(木山 真人)	
			電気回路 I	2					西本 昌彦					
			電気回路演習 I	1									田邊 将之	
			プログラミング方法論	2										
			プログラミング演習	1									木山 真人	
			固体エレクトロニクス基礎	2					(小林 牧子)					
			電磁気学 I	2						谷田部 然治				
			電磁気学演習 I	1									久世 竜司	
			状態図と熱力学	2					連川 貞弘					
			アナログ電子回路	2										
			半導体デバイス I	2						松尾 拓紀				
			半導体プロセス I	2						(谷田部 然治)				
			物性物理学基礎	2					松田 元秀					
			電気回路 II	2						岡島 寛				
			電気回路演習 II	1						(岡島 寛)				
			コンピュータシステム論	2						久我 守弘				
			物性物理学	2						横井 裕之				
固体内の拡散	2						松田 光弘							
電気計測	2					光木 文秋								
電磁気学 II	2					福迫 武								
電磁気学演習 II	1									(久世 竜司)				
量子力学	2					藤吉 孝則								
電子材料工学	1						橋新 剛							
電気電子材料	2					野口 祐二								
パワーエレクトロニクス	2					佐久川 貴志								
プラズマ工学	2						王 斗艶							
半導体実装信頼性工学	2													
職業指導	職業指導		2			他						工学部共通科目		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目														
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	工業科教育法 I		2			他						工学部共通科目		
	工業科教育法 II		2			他						工学部共通科目		

●単位数 A. 「教科に関する専門的事項」の開設総単位数 58単位

B. 「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数 (他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。) 6単位

C. 教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) 33単位

D. 教員の免許状取得のための選択科目 29単位

●教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) 21人

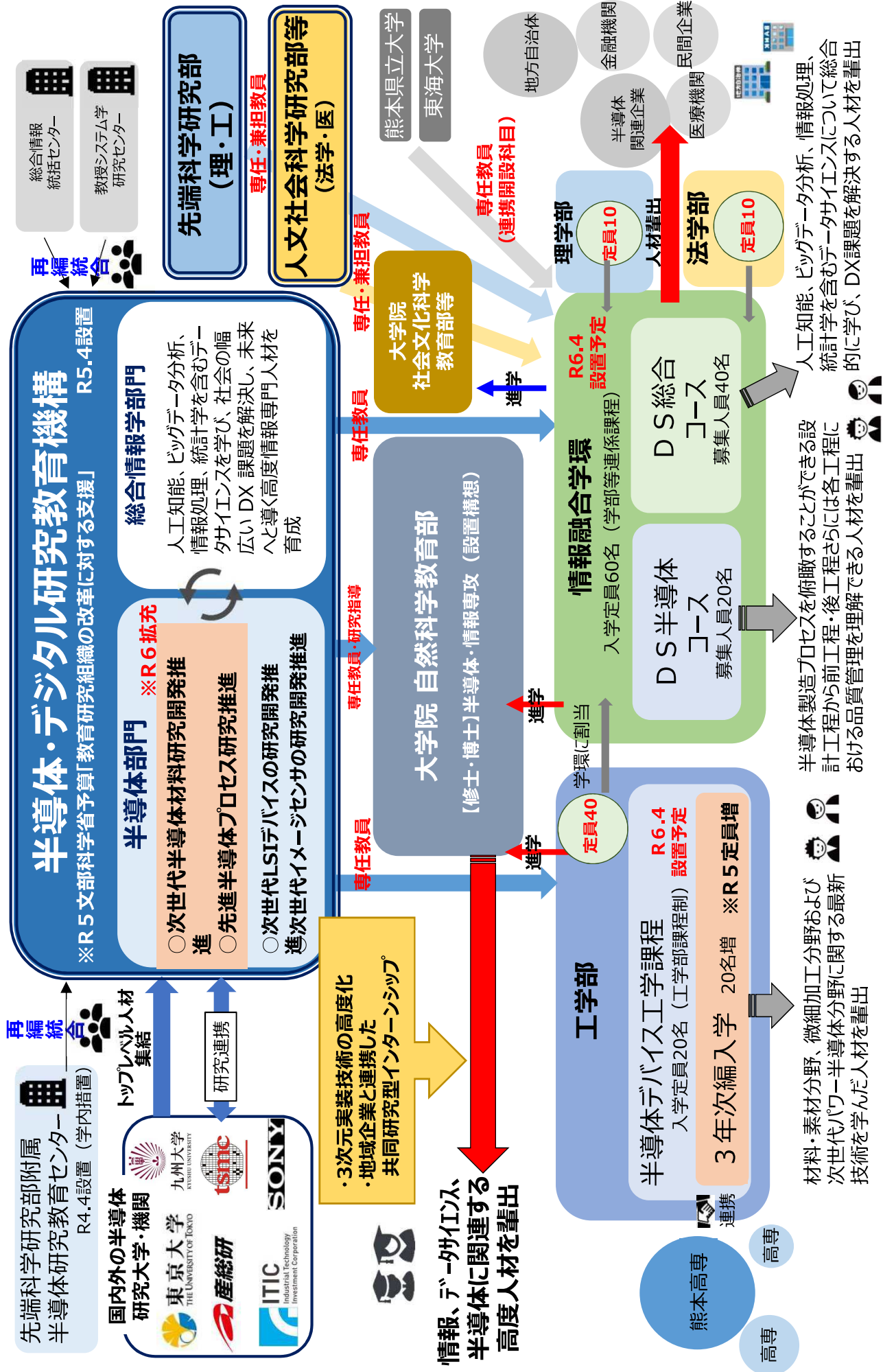
●必要教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) 4人

※教職専任教員数 (合計) には 各教科の指導法 (情報通信及び教材の活用を含む。) の教職専任教員は含まないこと。

様式第 3 号 (領域に関する専門的事項/教科に関する専門的事項/養護に関する科目/栄養に係る教育に関する科目)

学部・学科等別 教員組織に関する書類

認定を受けようとする学部・学科等	認定を受けようとする免許状の種類(免許教科)	科目等の別	専任等の別	教授等の別	氏名	担当授業科目	備考
工学部 半導体デバイス 工学課程	高一種化(工業)	教科に関する科目	専任	教授	小林 敦子	半導体工学実験Ⅰ 半導体工学実験Ⅱ 固体エレクトロニクス基礎	1
			専任	教授	西本 昌彦	電気回路Ⅰ	2
			専任	教授	連川 貞弘	状態図と熱力学	3
			専任	教授	松田 元秀	物性物理学基礎	4
			専任	教授	光木 文秋	電気計測	5
			専任	教授	福迫 武	電磁気学Ⅱ	6
			専任	教授	藤吉 孝則	量子力学	7
			専任	教授	野口 祐二	電気電子材料	8
			専任	教授	佐久川 貴志	パワーエレクトロニクス	9
			専任	准教授	田中 茂	安全工学	10
			専任	准教授	谷田部 然治	電磁気学Ⅰ 半導体プロセスⅠ	11
			専任	准教授	松尾 拓紀	半導体デバイスⅠ	12
			専任	准教授	岡島 寛	電気回路Ⅱ 電気回路演習Ⅱ	13
			専任	准教授	久我 守弘	コンピュータシステム論	14
			専任	准教授	横井 裕之	物性物理学	15
			専任	准教授	松田 光弘	固体内の拡散	16
			専任	准教授	橋新 剛	電子材料工学	17
			専任	准教授	王 斗艶	プラズマ工学	18
			専任	助教	田邊 将之	電気回路演習Ⅰ	19
			専任	助教	木山 真人	論理回路演習 プログラミング演習	20
			専任	助教	久世 竜司	電磁気学演習Ⅰ 電磁気学演習Ⅱ	21
			兼任	教授	青柳 昌宏	半導体概論 半導体実装信頼性工学	22
			兼任	教授	飯田 全広	論理回路	23
			兼任	教授	上瀬 剛	プログラミング方法論	24
			兼任	教授	常田 明夫	アナログ電子回路	25
			兼任	准教授	引地 力男	職業指導	26
			兼任	講師	山野 克明	工学倫理	27



○国立大学法人熊本大学教育職員選考規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 32 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日規則第 104 号 平成 20 年 3 月 28 日規則第 109 号
 平成 20 年 9 月 29 日規則第 244 号 平成 20 年 12 月 26 日規則第 286 号
 平成 21 年 3 月 27 日規則第 153 号 平成 21 年 12 月 24 日規則第 269 号
 平成 25 年 3 月 28 日規則第 42 号 平成 27 年 2 月 27 日規則第 25 号
 平成 27 年 3 月 26 日規則第 126 号 平成 29 年 3 月 23 日規則第 68 号
 平成 31 年 3 月 28 日規則第 77 号 令和元年 6 月 27 日規則第 351 号
 令和 3 年 3 月 24 日規則第 71 号 令和 5 年 3 月 23 日規則第 122 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 5 条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学の教育職員の選考に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、「部局」とは、各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、各研究所、病院、大学院先導機構、熊本創生推進機構、グローバル推進機構、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。)第 36 条に定める学内共同教育研究施設(以下「学内共同教育研究施設」という。)、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び保健センターをいう。

(選考の開始)

第 3 条 部局の長は、当該部局の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教授等」という。)の採用又は昇任のための選考を開始しようとするときは、国立大学法人熊本大学の長(以下「学長」という。)の許可を得なければならない。

2 前項の規定は、配置換について準用する。

(採用及び昇任の方法)

第 4 条 教授等の採用又は昇任のための選考は、国立大学法人熊本大学教員選考基準(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定める当該職種の資格を有すると認められる者のうちから、教授会(熊本大学教授会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 3 条第 1 項に定める運営委員会及び同規則第 4 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を含む。以下同じ。)の意見を聴き、学長が行う。

2 校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用又は昇任のための選考は、教育学部教授会の意見を聴き、学長が行う。

(選考委員会)

第 5 条 教授会は、教授等の選考を行うため、選考委員会を置くものとする。

2 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部局の長(熊本大学教授会規則第 4 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設等に関する委員会にあっては、学長が指名する副学長。以下同じ。)
- (2) 教授会が定める選出方法により選出された教授 4 人以上

(3) その他部局の長が必要と認めた者

- 3 委員会に、委員長を置き、部局の長をもって充てる。
- 4 委員長は、選考に際し、採用し、又は昇任させようとする職の教育研究分野と関連する分野の教授等の参加及び学外の専門家による評価並びに推薦を求め参考にするなどの方法により、外部の意見を聴取する機会を設けることができる。

(選考方法)

第6条 教授の選考は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 選考に当たっては、原則として公募制を採用する。
 - (2) 部局が作成した選考の基準について、公募要領の公開前に、国立大学法人熊本大学教員人事委員会(以下「教員人事委員会」という。)の評価を受ける。
 - (3) 公募制を採用しない場合にあっては選考前に、公募しない理由も含めた選考の基準について、教員人事委員会の評価を受ける。
 - (4) 教授会における最終選考は、教授による投票により行う。
 - (5) 選考終了後、遅滞なく選考結果を公表するものとする。
- 2 前項の規定は、准教授、講師及び助教の選考について準用する。ただし、前項第4号の投票については、部局の事情に応じて決定するものとする。
 - 3 前条及び前2項の規定にかかわらず、助手の選考については、部局の事情に応じて決定するものとする。
 - 4 教授等の選考を行うに当たっては、産前産後の休暇又は育児若しくは介護(以下「育児等」という。)のための休業を取得した者及び育児等のための短時間勤務を行った者が当該選考において不利にならないよう、その事情を考慮しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定により選考された者については、この規則の規定により選考されたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日規則第104号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第109号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第244号)

この規則は、平成 20 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 286 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 153 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 269 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 42 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 25 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日規則第 126 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日規則第 68 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 77 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日規則第 351 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 71 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日規則第 122 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人熊本大学教員選考基準

(平成 16 年 4 月 1 日基準第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日基準第 2 号 平成 21 年 3 月 27 日基準第 4 号
平成 21 年 12 月 24 日基準第 5 号 平成 25 年 3 月 28 日基準第 1 号
平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号 平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号
平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号 令和元年 6 月 27 日基準第 7 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 4 条第 1 項の規定に基づき、熊本大学における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の選考は、この基準により行う。

(教授の選考)

第 2 条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の選考)

第 3 条 准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の選考)

第 4 条 講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 第 2 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の選考)

第5条 助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。

(1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の選考)

第6条 助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(雑則)

第7条 各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、各研究所、病院、熊本創生推進機構、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第36条に定める学内共同教育研究施設、ヒトレトロウイルス学共同研究センター及び保健センターにおいて必要がある場合は、学長の承認を得て、この基準に関する内規を定めることができる。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の日前に、廃止前の熊本大学教員選考基準(昭和28年4月26日制定)により選考された者については、この基準により選考されたものとみなす。

附 則(平成19年3月26日基準第2号)

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日基準第4号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日基準第5号)

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日基準第1号)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日基準第 1 号)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日基準第 3 号)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日基準第 2 号)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 27 日基準第 7 号)

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

○熊本大学大学院先端科学研究部教員選考内規

(平成 28 年 3 月 25 日内規第 22 号)

改正 平成 30 年 3 月 16 日内規第 6 号 平成 31 年 1 月 11 日内規第 2 号

(趣旨)

第 1 条 熊本大学大学院先端科学研究部(以下「先端科学研究部」という。)の教授、准教授、講師及び助教(以下「教授等」という。)の採用及び昇任のための選考(以下「選考」という。)については、国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)及び国立大学法人熊本大学教員選考基準(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づくほか、この内規によるものとする。

(選考委員会)

第 2 条 教授会は、先端科学研究部のうち理学系(以下「理学系研究部」という。)及び先端科学研究部のうち工学系(以下「工学系研究部」という。)において選考の必要がある場合には、速やかに教授等選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 教授会は、委員会設置に係わる審議を研究部代議員会に委ねることができる。

3 研究部代議員会は、前項の審議結果を研究部教授会に報告するものとする。

(構成)

第 3 条 理学系研究部における委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 先端科学研究部長(以下「研究部長」という。)

(2) 先端科学研究部長補佐(以下「研究部長補佐」という。)

(3) 理学系研究部から選出された教授 6 人

2 工学系研究部における委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究部長

(2) 研究部長補佐

(3) 工学系研究部から選出された教授 7 人以上 13 人以内

3 退職予定の教授は、後任教授の選考の委員会に加わらないものとする。

4 委員会に、委員長を置き、研究部長をもって充てる。

(委員会の役割)

第 4 条 委員会は、研究部の教員選考方針に従い、次に掲げる事項を行う。

(1) 教授等の公募に関すること。

(2) 教授等候補適任者の選出に関すること。

(3) 教授等候補適任者の所属する研究部会議への推薦に関すること。

(教員の選考に関する投票)

第 5 条 教員の選考に関する投票は、当該研究部会議で行う。

2 教員の選考の審議結果は、研究部教授会又は研究部代議員会に報告するものとする。

附 則

1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 熊本大学大学院自然科学研究科教員選考内規(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 附則第1項の規定にかかわらず、この内規の施行の際現に附則第2項による廃止前の熊本大学大学院自然科学研究科教員選考内規の規定により設置された選考委員会に係る教員の選考で、この内規施行の際現に選考中のものは、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月16日内規第6号)

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の日前に設置された選考委員会に係る教員の選考で、この内規施行の際現に審議中のものは、この内規の規定に基づき実施されたものとみなす。

附 則(平成31年1月11日内規第2号)

- 1 この内規は、平成31年2月1日から施行し、この内規による改正後の第2条第2項、同条第3項及び第5条第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この内規適用の日の前日までに設置された教授等選考委員会に係る教員の選考で、この内規施行の日の前日までに審議されたもの及びこの内規施行の際現に審議中のものは、この内規による改正後の熊本大学大学院先端科学研究部教員選考内規の規定に基づき実施されたものとみなす。

技術部概要

技術部は、本学における教育・研究の強化促進に向けて、全学的な教育研究支援体制の強化を目的として令和2年4月に設置されました。技術部は生命科学系技術室、自然科学系第一技術室、自然科学系第二技術室、自然科学系第三技術室の4室及び全国共同利用・共同研究拠点支援グループで構成されています。技術部では、各室の専門技術及び相互の連携によって、効果的・効率的に業務を推進し、実験・実習や研究支援をはじめ、全学の安全管理、学内LANや情報セキュリティ、特殊設備や施設の管理、専門技術による加工・分析・評価など情力的に取り組んでいます。

組織体制



○熊本大学技術部規則

（令和2年2月27日規則第21号）

改正 令和3年3月31日規則第162号 令和5年3月20日規則第93号

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本大学学則（平成16年4月1日制定）第14条の2第2項の規定に基づき、熊本大学技術部（以下「技術部」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 技術部は、全学の教育研究系技術職員を組織的に機能させ、各技術職員の有する専門技術の連携、資質・能力の向上及び人材育成並びに最適な人材配置を図ることにより、本学における教育研究の効果的・効率的な推進に寄与することを目的とする。

(技術本部長)

第3条 技術部に、技術本部長を置き、研究・グローバル戦略・キャンパスミュージアム担当の理事をもって充てる。

2 技術本部長は、技術部に関する事項を統括する。

(技術部長)

第4条 技術部に、技術部長を置く。

2 技術部長は、技術専門員のうちから、技術本部長の推薦に基づき、学長が指名する。

3 技術部長は、技術部の業務を統括するとともに関係部署との調整を行う。

(技術室)

第5条 技術部に、次に掲げる技術室を置く。

生命科学系技術室

自然科学系第一技術室

自然科学系第二技術室

自然科学系第三技術室

第6条 各技術室に、技術専門員、技術専門職員、技術職員その他必要な職員を置き、各技術室の業務を実施する。

(技術室長)

第7条 各技術室に、技術室長を置く。

2 技術室長は、技術専門員のうちから、技術部長の推薦に基づき、技術本部長が指名する。

3 技術室長は、技術室の業務を統括する。

(全国共同利用・共同研究拠点支援グループ)

第8条 技術部に、本学の全国共同利用・共同研究拠点のサポート体制を強化するため、全国共同利用・共同研究拠点支援グループを置く。

2 全国共同利用・共同研究拠点支援グループに関し必要な事項は、別に定める。

(グループ長)

第9条 全国共同利用・共同研究拠点支援グループに、グループ長を置く。

2 グループ長は、技術専門員又は技術専門職員のうちから、技術部長の推薦に基づき、技術本部長が指名する。

3 グループ長は、全国共同利用・共同研究拠点支援グループの業務を推進する。

(拠点等支援グループ)

第10条 技術部に、必要に応じ、拠点等支援グループを置く。

2 拠点等支援グループの編成は、技術部長が行う。

3 前2項に定めるもののほか、拠点等支援グループに関し必要な事項は、別に定める。

(技術連携ワーキングチーム)

第11条 技術部に、必要に応じ、技術連携ワーキングチーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームの編成は、技術部長が行う。

3 チームは、各技術室の枠を越えて連携することにより、教員等の要請に対して、より高度かつ迅速な技術を提供する。

4 前3項に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、別に定める。

(生命科学系技術室の業務)

第12条 生命科学系技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 基礎医学分野に関する技術業務
- (2) 薬学分野に関する技術業務
- (3) 生命科学系共用設備の運用・管理に関する技術業務
- (4) 動物資源に関する技術業務
- (5) その他生命科学系に関する技術業務

(自然科学系第一技術室の業務)

第13条 自然科学系第一技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 理学及び工学の基礎分野及び応用分野に関する技術業務
- (2) 機器の設計製作に関する技術業務
- (3) その他自然科学系に関する技術業務

(自然科学系第二技術室の業務)

第14条 自然科学系第二技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 分析評価に関する技術業務
- (2) 情報データ解析評価に関する技術業務
- (3) 自然科学系共用設備の運用・管理に関する技術業務
- (4) その他自然科学系に関する技術業務

(自然科学系第三技術室の業務)

第15条 自然科学系第三技術室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 安全管理及び安全教育に関する技術業務
- (2) 情報基盤及び基盤的設備の運用・管理に関する技術業務
- (3) 基盤研究・実験実習に関する技術業務
- (4) 教材設計・教材開発に関する業務
- (5) 基盤的設備及び基盤教育に関する業務
- (6) その他前各号に関連の強い技術業務

(運営会議)

第16条 技術部の円滑な運営を図るため、熊本大学技術部運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(運営会議の審議事項)

第17条 運営会議は、技術部に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 教育研究系技術職員の人材育成、人事評価その他の人事制度に関すること。

- (4) 教育研究系技術職員の採用及び配置に関すること。
- (5) その他運営会議が必要と認める事項
(運営会議の組織)

第18条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 技術本部長
 - (2) 技術部長
 - (3) 各技術室長
 - (4) 全国共同利用・共同研究拠点支援グループ長
 - (5) 大学院教育学研究科、大学院人文社会科学部、永青文庫研究センター及び埋蔵文化財調査センターのうちから選出された教員 1人
 - (6) 大学院先端科学研究部、産業ナノマテリアル研究所、国際先端科学技術研究機構、くまもと水循環・減災研究教育センター及び先進マグネシウム国際研究センターのうちから選出された教員 1人
 - (7) 大学院生命科学部、発生医学研究所、病院、国際先端医学研究機構、生命資源研究・支援センター及びヒトレトロウイルス学共同研究センターのうちから選出された教員 1人
 - (8) その他議長が必要と認めた者
- 2 前項第5号から第8号までの構成員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第5号から第7号までの構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号から第7号までの構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第8号の構成員の任期は、2年を超えない範囲で、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(議長)

第19条 運営会議に、議長を置き、技術本部長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、技術部長がその職務を代行する。
- 3 議長は、運営会議を主宰する。

(議事)

第20条 運営会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取)

第21条 議長は、必要があるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第22条 運営会議に、専門的事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか、技術部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 162 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 20 日規則第 93 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本大学工学部附属
工学研究機器センター
 Engineering Research Equipment Center

お知らせ
 センター概要
 設置機器一覧
 機器の利用申請と予約
 工研センター報告一覧
 リンク集
 レンタルラボ
 学外向け委託試験

アクセスマップ
 センター内居室配置図

熊本大学へ
 熊本大学工学部へ

工学研究機器センター
 Engineering Research Equipment Center

高度の工学研究の拠点として

About

本センターのホームページは、本センター設置の機器の紹介、及びそれらの機器の使用に関する問い合わせも随時受付けておりますので、十分にご利用いただければ幸いです。
 ホームページでは、これまでに発行しました当センター報告書を添付するなど、これからも順次充実させてゆく予定ですので、どうか宜しくお願いします。

News & Topics

2023-05-09 令和5年度 学内共同利用設備の利用申請のご案内
 2018-06-01 平成30年度 学内共同利用設備の利用申請のご案内
 2017-10-11 設備移管申請のご案内
 2017-06-01 平成29年度 学内共同利用設備の利用申請のご案内
 2016-09-07 平成28年度 学内共同利用設備の利用申請のご案内

機器の予約
 貸出可能な工研センター内の設置機器の予約が可能です。

設置機器一覧
 工研センターで利用している設置機器を紹介しています。

熊本大学工学部附属工学研究機器センター
 COPYRIGHT (C) ENGINEERING RESEARCH EQUIPMENT CENTER. ALL RIGHTS RESERVED.

○熊本大学教授会規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 164 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号 平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号
 平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号 平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号 平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号
 平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号
 平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号
 平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号 平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号
 令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「規則」という。)第 50 条第 4 項の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第 2 条 各学部、大学院教育学研究科、大学院各研究部、大学院各教育部及び病院(以下「学部等」という。)に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項(大学院各研究部及び病院の教授会にあつては第 3 号に限る。)について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学部等の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部等の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 3 条 各研究所、熊本創生推進機構、半導体・デジタル研究教育機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に規定する学内共同教育研究施設で次に掲げるもの及びヒトレトロウイルス学共同研究センターに、教授会として運営委員会(半導体・デジタル研究教育機構及びヒトレトロウイルス学共同研究センターにあつては、運営会議。以下同じ。)を置く。

くまもと水循環・減災研究教育センター

先進マグネシウム国際研究センター

生命資源研究・支援センター

2 前項の運営委員会は、教育又は研究に関する重要な事項で、当該運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 4 条 大学院先導機構、大学教育統括管理運営機構、学内共同教育研究施設で前条第 1 項に掲げる組織以外の組織及び保健センターにあつては、熊本大学に、教授会として学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を置く。

2 前項の委員会は、同項に規定する組織の教育又は研究に関する重要な事項で、当該委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

第 5 条 前条第 1 項の組織の専任の教授は、学部等のいずれかの教授会に所属するものとする。

第 6 条 教授会(第 3 条第 1 項の運営委員会及び第 4 条第 1 項の委員会を含む。以下同じ。)を置く組織の長(学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会にあっては、学長。以下同じ。)は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、本学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、意見を述べることができる。

第 7 条 教授会に、議長を置き、当該教授会を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

第 8 条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第 9 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の半数以上であって、教授会が別に定める割合以上の多数をもって決する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会等の組織運営等に関し必要な事項は、当該組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 87 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 大学院文学研究科及び大学院法学研究科の研究科委員会については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 59 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 246 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日規則第 157 号)

この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 108 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日規則第 52 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 22 日規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 234 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 380 号)

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日規則第 170 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 69 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学院自然科学研究科の教授会については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 24 日規則第 13 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日規則第 14 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学工学部教授会規則

(平成16年4月1日規則第200号)

改正	平成18年3月22日規則第62号	平成19年10月17日規則第243号
	平成22年9月22日規則第295号	平成23年12月2日規則第166号
	平成25年3月27日規則第54号	平成27年3月18日規則第101号
	平成28年2月23日規則第25号	平成28年3月23日規則第94号
	平成29年3月30日規則第111号	平成30年2月28日規則第24号
	平成31年3月6日規則第39号	令和2年3月25日規則第109号
	令和5年6月28日規則第157号	

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学教授会規則(平成16年4月1日制定。以下「教授会規則」という。)第10条の規定に基づき、熊本大学工学部教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学院先端科学研究部の工学系の専任の教授
- (2) 産業ナノマテリアル研究所の工学系の専任の教授
- (3) くまもと水循環・減災研究教育センターの工学系の専任の教授
- (4) 先進マグネシウム国際研究センターの工学系の専任の教授
- (5) 半導体・デジタル研究教育機構半導体部門の専任の教授
- (6) 大学教育統括管理運営機構の工学系の専任の教授

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が教授会規則第2条第2項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学部長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の除籍及び懲戒に関する事項
- (2) その他学部の教育研究に関する重要事項

(会議)

第4条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

2 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

3 学部長が職務を遂行できないときは、あらかじめ学部長が指名する者がその職務を代行する。

(定足数)

第4条の2 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、公務による海外渡航中の者、その他やむを得ない事由があると教授会が認めた者については、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第5条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員会)

第6条 教授会に、教授会規則第8条の規定に基づき、熊本大学工学部代議員会(以下「代議員会」という。)を置く。

- 2 代議員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学部長
 - (2) 副学部長
 - (3) 学科長
 - (4) 大学院自然科学教育部の工学系の副教育部長
 - (5) 大学院先端科学研究部の工学系の副研究部長
 - 3 前項各号に定める者のほか、教務委員会、入試実施委員会及び学生支援委員会の委員長については、それぞれの委員会に係る第5項に規定する審議事項の審議に加えることができる。
 - 4 第2項第3号の委員は、やむを得ない事由により出席できないと学部長が認めた場合に限り、当該学科の教育を担当する教授を代理の者として出席させることができる。
 - 5 代議員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 工学部規則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - (2) 学科、教育プログラム、コース及び学部附属の教育研究施設の設置改廃に関する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 学生の厚生補導に関する事項
 - (5) 教員の兼業に関する事項
 - (6) 予算に関する事項
 - (7) 中期計画、年度計画等将来構想に関する事項
 - (8) 民間等との共同研究及び受託研究の受入れに関する事項
 - (9) 学部運営に関する企画・立案に関する事項
 - (10) 学部の将来構想に関する企画・立案に関する事項
 - (11) その他学部運営に関する連絡調整に関する事項
 - (12) その他教授会又は学部長から付託があった事項
 - 6 代議員会の会議、定足数及び議事については、前3条の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは、「代議員会」と読み替えるものとする。
 - 7 第4項各号に掲げる事項については、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。
 - 8 前項の規定にかかわらず、代議員会において疑義が生じた事項については、教授会において審議し、議決するものとする。
 - 9 代議員会の審議結果は、教授会に報告する。

(事務)
- 第7条 教授会及び代議員会の事務は、教育研究支援部自然科学系事務課において処理する。
- (雑則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項については、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規則第62号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月17日規則第243号)
この規則は、平成19年10月17日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則(平成22年9月22日規則第295号)
この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月2日規則第166号)
この規則は、平成23年12月2日から施行する。

附 則(平成25年3月27日規則第54号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日規則第101号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月23日規則第25号)
この規則は、平成28年2月23日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第94号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第111号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日規則第24号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月6日規則第39号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第109号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月28日規則第157号)
この規則は、令和5年6月28日から施行し、改正後の第2条第5号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

工学部各種委員会とその種別

総務に関する委員会

○教員人事管理委員会

- 定年退職等で生じた教員ポストの管理及び運用その他教員人事に関し委員長が必要と認めた事項
- 工学部留保ポスト、工学部長裁量ポスト等の人事管理
- 教員選考基準に関する事項
- 先端科学研究部（工学系）の部門・分野の改廃に関する事項
- 先端科学研究部附属の研究センターの設置、改廃に関する事項

○総務委員会

- 予算配分案ならびに決算案策定に関する事項
- 労務管理、職員の福利厚生に関する事項
- 同窓会に対するサービスに関する事項
- 学部および附属教育研究施設の設置、改廃に関する事項
- 工学部規則、その重要な規則の制定・改廃に関する事項
- 業績評価基準の見直しに関する事項
- 研究教育スペースの運用に関する事項
- キャンパスの環境整備の方針に関する事項
- 交通ならびに駐輪問題に関する事項
- 附帯施設および教育設備の充実更新に関する計画
- 電気水道ガス及びその他燃料等エネルギーの消費節約に関する総合的な計画
- 教育・研究・事務における情報化の基盤整備に関する総合的な計画
- 安全管理および環境保全の取り組みに関する事項
- バーナーポールの運営に関する事項
- 工学部百周年記念館の運営に関する事項
- 工学部資料館周辺の環境整備に関する検討

○学部評価委員会

- 個人活動評価の実施

○広報委員会

➤ 全学の広報推進会議

- 工学部の広報戦略の検討
- オープンキャンパス、夢科学探検の広報（入試実施委員会との連携）
- 受験ガイドの編集・発行と受験生への広報活動（入試実施委員会との連携）
- 工学部広報誌（かけはし）の発行並びにホームページの管理運営
- 工学部半導体デバイス工学課程および情報融合学環設置 PR

○防火・安全委員会

- 防火・防災対策の企画・立案・推進（消防・防災訓練）
- 防火・安全チェックの実施（工学系全研究室対象）
- 防火施設の整備・点検および工学部財産（施設・設備・機器）の防火査察
- 防火・防災に関する啓発活動
- 全学の安全環境保全委員会、全学安全環境センターとの連携
- 安全管理に関する査察
- 事故原因解明および事故防止対策の提案
- 排水管理（実験排水のみならず、生活排水(特に pH)の管理)
- 黒髪事業場安全衛生委員会の巡視への協力と改善指示への対応

○情報基盤委員会

➤ 全学情報化推進委員会

- 知的財産権に関する啓蒙（特に、ソフトウェアライセンスに関する啓発）
- 工学部の情報化環境の計画と整備に関する重要事項の検討・提案
- 総合情報基盤センター運営委員会からの付託事項の整備
- 教員個人情報データベースの運用

○工学部資料館運営委員会

- 工学部資料館の公開に関する事項
- 工学部資料館周辺の環境整備に関する検討

教育研究に関する委員会

○工学系教育質保証委員会

- 工学部および自然科学教育部（工学系）の学位プログラムについての自己点検・評価の実施に関する事項
- 自己点検・評価の結果による自律的な教育の改善に関する事項
- 自己点検・評価を踏まえた全学の評価により改善指示を受けた場合の改善計画の策定及び改善の実施並びに実施状況の報告に関する事項

○教育委員会

➤ 大学教育会議

- 新カリキュラムの検証・評価・改正（教務委員会と連携）
- 大学入試改革の審議
優れた学生を集めるための新しい選抜方法の提案に関する事項
- 授業評価を含む教育貢献・教育活動の評価方針の検討・提案
- 学生の支援、厚生補導の中期的な拡充方針に関する事項
- FD の中期的活動方針に関する事項

○教務委員会

➤ 全学教務委員会

- FD の中期的活動方針に関する事項
- 学生への教務事務手続きに関する事項
- シラバスの運営管理と時間割構成に関する事項
- 工学共通科目および工学部担当教養教育授業科目の調整
- TA に関する事務手続きに関する事項
- 学生の学習および履修状況に関する諸問題の調査検討
- 学生の表彰に関する事項
- 図書関係の予算管理に関する事項、図書館運営・利用に関する学生の指導
- 学生健康診断の日程調整と学生の受診指導
- 編入学入試の実施
 - 編入学者選抜要項に関する審議と資料作成
 - 編入学試験の実施に関する審議と資料作成
- 高専生のインターンシップの実施
- 高専との単位互換制度活用の促進
- 工学英語 V の運用指針検討（工学基礎教育小委員会と連携）

○JABEE 連絡委員会

- JABEE 取得に関する工学部としての対応について方針検討

○授業改善・FD 委員会

➤ 全学 FD 委員会

- FD 活動の企画と実施に関する事項
- 学生の授業評価の実施と取りまとめに関する事項
- ティーチングアワード制度の再検討
- 教育貢献・教育活動の評価実施検討・必要な作業の実施
- 授業改善ならびに新しい授業手法の開発に関する事項
- 情報システムを導入した教材開発や授業手法開発に関する事項
- 授業設計、成績の厳正な評価等改善に関する組織的な取り組み
- 企業、卒業生等に対する教育に関する定期アンケート調査
- シラバスチェック

○学生支援委員会

➤ 全学学生委員会

- 合理的配慮申請への対応支援
- 学生の厚生補導についての実務に関する事項
- インターンシップにおける諸問題に関する検討
- 工学部運動会等の学生主体行事に関する事項
- 学生支援室の運営に関する事項

- 学生の懲戒等に関する事項
- 学生の駐輪指導、飲酒事故防止やモラル向上に関する事項
- 学生会の支援・活性化

○国際編入学・留学生委員会

- 国際編入学に関する事項
- 国際編入試の実施
- 国際編入試の新規開拓
- 国際編入学卒業生へのアンケート調査
- 留学生派遣・受け入れに関する事項
- 留学生からの合理的配慮申請への対応支援
- 留学生の国費・準国費による派遣・受け入れ等の申請に関する事項
- 私費留学生の奨学金受給推薦に関する事項
- 留学生の生活（アルバイト、住居、予習復習）に関する事項

○入試実施委員会

➤ 全学入学試験委員会

- 入学者選抜要項に関する審議と資料作成
- 入学試験の実施に関する審議と資料作成
- 工学部説明会（熊本大学進学説明会）に関する実施方法の検討と資料作成
- 出前授業の実施調整
- 前年度入試を踏まえた広報戦略の検討
- 高校訪問（博士後期課程学生の出身高校への派遣）
- 高専訪問
- 高校・高専との連携強化検討
- オープンキャンパスの企画・実施

○就職連絡会

- 学科就職担当者の相互の連絡調整
- 就職者の資料作成

○データサイエンス教育実施検討 WG

- データサイエンス・データエンジニアリング・AI 概論実施に関する検討

工学部附属センター等に関する委員会

○工研運営委員会

- 工学部附属工学研究機器（工研）センターの効率的運営と安全管理
- 工研センターの広報活動（HP の運営、センター報告の充実）
- 研究設備共用化促進の検討

○工作機器センター運営委員会

- 工学部工作機器センターの運営に関する事項
- 工学部研究資料館内工作機械の維持管理に関する事項

○黒髪 RI 委員会（互選）

- 学部関係の学内共同利用施設（黒髪地区 RI 総合研究室）の運営・維持体制と放射線安全に関する事項
- 学部内の放射線関連装置（ガスクロマトグラフ、X線装置および電子顕微鏡）の利用および放射線安全に関する審議と連絡調整

○グローバル人材基礎教育センター運営会議

- ものづくり教育の事業計画および予算審議

○工学基礎教育小委員会

- GEC, GLC コースに対する教育計画の審議・提案に関する事項
- 工学基礎教育（英語、数学、物理、化学）の教育計画の審議・提案・実施に関する事項
- e-learning 授業の実施状況と活用方法の検証、有効活用のための講習会企画
- 卒業研究着手資格獲得に向けた TOEIC 指導強化
- 工学英語 V 運用指針の検討（教務委員会と連携）

○ものづくり教育小委員会

- 国際連携デザインキャンプ（ICDC）の実施
- Design Award の実施
- プロジェクト X 講演会の実施
- ものクリ工房の管理運営
- 学生自主プロジェクトの募集と支援
- ものづくり教育の広報

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号 令和5年3月20日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。
(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。
(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。
(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。
(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。
(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会

理		
設備 (ICT)	情報ガバナンスを所掌する理事	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備 (図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略・キャンパスミュージアム担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	熊本創生推進機構長	熊本大学熊本創生推進機構運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

科目ナンバー	年度・学期	時間割所属・時間割コード	開講年次	単位数	曜日・時限
TJX1-212-99-0	2023後期	工学部(53310)	1	2	木曜5限
科目名(講義題目)			担当教員		
社会と企業(社会と企業(情報電気工学科))					
学修成果とその割合					
1.豊かな教養……10% 2.確かな専門性……30% 3.創造的な知性……10% 4.社会的な実践力……25% 5.グローバルな視野……15% 7.汎用的な知力……10%					
授業の形態	講義				
授業の方法	講義、講演を基本とし、レポートを併用します。				
授業の目的	社会で活躍している経営者や技術者(卒業生を含む)による講演を通し、学科と企業、大学と社会との関わりについて学び、これらの情報を総合して将来の自分のあるべき姿を想像します。				
学修目標	<p>【A水準】</p> <p>(1)自立的な学習を通じて現在の社会や企業の課題を理解し、説明できる。</p> <p>(2)社会ニーズと個人ニーズの視点から、自分の今後の進路について、具体的な目標を設定し、必要な行動計画を立てられるようになる。</p> <p>【C水準】</p> <p>(1)自立的な学習を通じて産業界の実情を把握するとともに、産業界への理解を深める。</p> <p>(2)1年終了時に自分の将来を見据えた教育プログラムを選択できる。</p>				
授業の概要	<p>大学教員及び社会の第一線で活躍している経営者や技術者が、大学と企業との関わりや社会と最先端技術との関連性について講演を行います。これにより、学生が、自分の将来像をイメージし、興味をもって大学教育を受けることができるようになることを目的とします。講演会の一部は材料・応用化学科と合同で行います。</p> <p>◆「学習・教育到達目標」との関連(JABEE)</p> <p>◎: B、○: A、I</p>				
各回の授業内容					
回	月日	授業テーマ	内容概略		
1		ガイダンス	授業の目的・目標、概要、進め方、評価方法の説明		
2		情報電気工学科と社会	情報電気工学科教員による講義		
3		情報電気工学科と企業	情報電気工学科教員による講義		
4		情報電気工学科と就職	キャリア支援課による講座		
5		関連業界の紹介1	経営者や技術者等による講義		
6		関連業界の紹介2	経営者や技術者等による講義		
7		キャリアデザインセミナー	日本技術士会によるセミナー講演		
8		関連業界の紹介3	経営者や技術者等による講義		
9		就職支援講座	熊本県社会保険労務士会による講座		
10		関連業界の紹介4	経営者や技術者等による講義		
11		関連業界の紹介5	経営者や技術者等による講義		
12		地方社会における企業	地域創生Coデザイン研究所による講演		
13		関連業界の紹介6	経営者や技術者等による講義		
14		グローバル社会と大学	グローバル教育カレッジによる講演		
15		情報電気工学科の教育プログラム	学科の教育プログラム紹介		
授業外学修時間の目安	本科目は、90時間の学修が必要な内容で構成されています。授業は30時間分(2h×15コマ)となるため、60時間分相当の事前・事後学修(課題等含む)が、授業の理解を深めるために必要となります。				
テキスト	講演やセミナーでは資料を配布する予定です。				
参考文献	特にありません				
履修条件	特にありません				
評価方法・基準	講演会の聴講やレポート課題の提出、その内容などにより総合的に判定します				
使用言語	「日本語」による授業				
教科書・資料の言語	「日本語」のテキスト				
実務経験を活かした授業	該当(卒業生を含む企業の経営者または技術者等が、業界紹介だけでなく、自身の仕事観も踏まえた経験を語ることで、受講者の将来の職業への動機付けとします。)				



Get a job by
KUMA★NAVI!

つかめ!! 就活の星

熊大生の就職活動を総合的に支援する-KUMA★NAVI!!
キミもいますぐ登録して、就職の星を掴もう!!

熊大就活ナビ

熊本大学 学生専用キャリア支援サイト

KUMA★NAVI

熊大生の就活の
強い味方!

KUMA★NAVI 3つのPOINT

POINT 1

熊大に寄せられた、企業・求人情報が

どこからでも
検索・閲覧可能!

(登録制)

POINT 2

学内のガイダンス・セミナー等の

申込みや予約も
カンタン!

(学部個別の行事を除く)

POINT 3

パソコンでもスマホでも
KUMA★NAVIモバイル版とPC版で

各種機能が使えて
とっても便利!

さあ、今すぐ
アクセス!!

いつでもどこでも求人の閲覧やエントリー、就職情報をチェックできる!

\\ アクセス! //

<https://uc-student.jp/kumamoto-u/>

(2018年1月~)



お問合せ

熊本大学学生支援部就職支援課 TEL: 342-2117 E-mail: gas-syuki@jimu.kumamoto-u.ac.jp

設置等の趣旨(資料)-065

詳しい使い方は

裏面を CHECK!

step1 スマートフォンでQRコードを読み込む または 次の手順で、KUMA★NAVI ホームページへアクセス

熊本大学ホームページトップページ

キャリアサポート

KUMA★NAVI



QRコード→

step2 熊本大学 ID、パスワードを入れてログイン

熊本大学IDとパスワードを入力してください(熊本大学ID確認/パスワード変更)

Service Provider: キャリタスUC

熊本大学ID:

パスワード:

表示言語(Display language): 日本語

ユーザ情報送信の同意を解除する

ログイン

熊本大学ID/パスワードを入力

1. 「Service Provider」が「キャリタスUC」と表示されます。
2. 情報送信の確認画面が表示されます。(安心して次に進んで下さい。)
3. 初回ログインのみ、「学生基本情報登録」にて、基本情報の登録が必要になります。

step3 KUMA★NAVI を活用しよう!

学内企業説明会などの就活支援イベント情報が得られる【ガイダンス申し込み】や50分枠でじっくり相談ができる【キャリア相談予約】を活用して学内でしっかり就活の準備ができます。



学校からのお知らせ

大学からの就職支援に関する最新情報等が表示されます。

ガイダンス

学内で開催される就活関連イベントの詳細を確認し、予約をすることができます。

キャリア相談予約

キャリア支援課の就職相談員が、進路に関する相談やエントリーシートの添削、面接練習等をしてくれます。1コマ50分枠で、2週間先までの予約が可能です。(相談員2名、午後4コマで実施)

各カテゴリ

トップ画面を下にスクロールすると、各種検索ボタン、大学からのお知らせや求人に関する情報が表示されます。

重要

キャリア支援サイト (ポータルサイト)

OB・OGキャリアメッセージ (キャリア支援サイト)

就職や進学など、進路が決定したら

進路決定報告システム

で報告を!

熊本ポータルにある「進路決定報告システム」から報告をお願いします。

※学内 LAN 内のパソコン (図書館、キャリア支援課、各研究室) を使用の上、熊本 ID でログインした場合のみ、入力可能です。

就職 (企業就職、教職、公務員) のみならず、進学など卒業後の進路を **全員が必ず登録** することになっています。

最終的な進路が決定したら速やかに登録して下さい。

【各種問合せや相談は・・・】

学生支援部就職支援課

黒髪北地区 全学教育棟 C 棟1階

電話 096-342-2117・2120

